

議案第49号

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定  
について

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成24年山陽小野田市条例第  
12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「定員」の次に「（前条第1項第3号に係るものを除  
く。）」を加え、「前条第1項第1号にあつては15人、同項第2号にあつて  
は25人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第49号参考資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第4条 まつば園の定員(前条第1項第3号に係るものを除く。)は、<u>40人</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定員)</p> <p>第4条 まつば園の定員は、<u>前条第1項第1号</u>にあつては<u>15人</u>、<u>同項第2号</u>にあつては<u>25人</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>